

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

令和5年10月

西胆振行政事務組合監査委員

令和5年10月31日

西胆振行政事務組合  
管理者 堀井敬太様

西胆振行政事務組合  
監査委員 山崎博司  
西胆振行政事務組合  
監査委員 勝木嘉則

令和5年度財政援助団体等監査の結果について  
地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象

令和2年度から令和4年度に財政援助を行った団体のうち、次の補助金について監査を実施した。

### 西胆振連合幼少年婦人防火委員会補助金

対象団体 伊達市幼少年婦人防火委員会

洞爺湖・壮瞥・豊浦町幼少年婦人防火委員会

補助金額 255,000円

交付決定日 令和2年6月29日・令和3年7月5日・令和4年5月17日

根拠法令等 西胆振行政事務組合補助金等交付要綱

## 2 監査日

令和5年10月31日

## 3 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えている団体の監査

## 4 監査の方法

補助金に関する出納その他の事務が適切に執行されているかを監査基準に基づき、対象団体及び補助担当署の関係書類について監査を行った。

## 5 監査の着眼点

### (1) 重点項目

- ① 組合において、交付決定、実績報告の審査及び確定通知書等の一連の事務処理は、適切に行われているか。
- ② 補助金の交付に係る清算が行われているか、事業実績に対し超過交付されていないか。
- ③ 補助金が充当されている経費の残額を翌年度へ繰り越していないか。

### (2) 注意項目

- ① 財政援助団体等に対して、必要な指導監督等が適時に行われているか。
- ② 補助金が対象外経費に充当されていないか。
- ③ 財政援助団体等において交付申請、実績報告等の一連の事務処理は、適切に行われているか。
- ④ 組合において、提出された交付申請書や実績報告書等と財政援助団体等の事業書及び決算書及び決算諸表等との整合を確認しているか。また、実績報告書は、補助事業の実施内容や効果等が確認できるようなものになっているか。

## 6 監査対象団体の概要及び収支状況

### ○団体の概要

#### □設立年月日

平成 25 年 7 月 3 日

#### □活動方針

西胆振行政事務組合内の民間防火組織である幼年消防クラブ及び少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成強化を図り、火災予防思想の普及向上に努める。

#### □加盟団体（4 団体）

伊達市・洞爺湖町・壮瞥町・豊浦町幼少年婦人防火委員会

#### □役職員（28 名）

会長、委員 25 名、事務局長、会計

#### □主な事業の概要

##### (1) 令和 2 年度

春・秋の火災予防運動に対する後援

幼年消防クラブ 防火教室を開催

婦人防火クラブ 第 36 回全道女性防火クラブ指導者研修会へ出席

婦人消防クラブ 防火夜回り

幼年消防クラブ 防火 PR

##### (2) 令和 3 年度

春・秋の火災予防運動に対する後援

幼年消防クラブ 防火教室を開催

幼年消防クラブ 防火餅つきを開催

少年消防クラブ 防火夜回りを実施

婦人防火クラブ 第 37 回全道女性防火クラブ指導者研修会へ出席

幼年消防クラブ 防火 PR

##### (3) 令和 4 年度

春・秋の火災予防運動に対する後援

幼年消防クラブ 防火教室を開催

少年消防クラブ 防火夜回りを実

婦人防火クラブ 視察研修を実施（白老町）

婦人防火クラブ 第 38 回全道女性防火クラブ指導者研修会へ出席

婦人防火クラブ 防災研修会

幼年消防クラブ 防災 PR

婦人防火クラブ 防火講習会

## ○収支状況

### □令和2年度

・収入決算額	471,861 円 (A)
内補助金	255,000 円
・支出決算額	247,597 円 (B)
内補助対象経費	243,761 円
◎実質収支額	224,264 円 (A) － (B) ※次年度へ繰越

### □令和3年度

・収入決算額	509,265 円 (A)
内補助金	255,000 円
・支出決算額	494,258 円 (B)
内補助対象経費	329,537 円
◎実質収支額	15,007 円 (A) － (B) ※次年度へ繰越

### □令和4年度

・収入決算額	300,021 円 (A)
内補助金	255,000 円
・支出決算額	274,632 円 (B)
内補助対象経費	272,557 円
◎実質収支額	25,389 円 (A) － (B) ※次年度へ繰越

## 7 監査の結果

補助金に係る事務及び会計処理について監査した結果、概ね補助金交付要綱に沿って行われているものと認められますが、下記の点に留意し、補助事務を遂行されるようお願いいたします。

- (1) 西胆振連合幼少年婦人防火委員会の会計方法を統一して行うこと。(令和4年度から統一済み。)
- (2) 記載内容の一部に間違いがあることから、留意すること。
- (3) 受検する監査書類は鮮明なものを提出すること。